

令和6年度生駒市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、令和6年度における障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を定める。

2 適用範囲

生駒市の全組織を対象とする。

3 対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、以下のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

（1）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に基づく事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

（2）障がい者を多数雇用している企業等

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく特例子会社

イ 重度障がい者多数雇用事業所（①障がい者の雇用者数が5人以上②障がい者の割合が従業員の20%以上③雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい及び精神障がい者の割合が30%以上）

（3）在宅就業障がい者等

ア 在宅就業障がい者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体）

（4）施設等に対して物品及び役務の調達にあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者

4 調達を推進する物品等及びその調達目標

障がい者就労施設等が供給することが可能な物品の購入及び役務の提供を調達推進

項目とし、令和6年度の調達目標は200万円以上とする。

5 調達の実施及びその推進に係る事項

- (1) 障がい者就労施設等からの物品等の調達にあたっては、予算の適正な執行に配慮しつつ、生駒市契約規則（昭和39年規則第6号）等の定めに従い、障がい者就労施設等と契約を締結する。
- (2) 職員に対して、障害者優先調達推進法の趣旨を周知するとともに、障がい者就労施設等で提供できる物品、役務等について情報収集を行い、各所属に対して情報提供をおこなう。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 各年度において、障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 年度の終了後、遅滞なく、障がい者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

7 担当窓口

本方針の担当窓口は、福祉部障がい福祉課とし、組織全体で推進に取り組む。

8 調達方針の見直し

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、必要に応じ本方針の見直しを行う。